知 調 一 発 第 ６ 号
平成２４年４月２７日

総務副大臣　大島　敦　様

全国知事会
地方公務員労使関係制度
ワーキングチーム
チームリーダー　石井　正弘

地方公務員の新たな労使関係制度に係る質問

去る４月 11 日に大島総務副大臣と全国知事会地方公務員労使関係制度ワーキングチーム（以下「WT」）との意見交換会が開催され、「地方公務員の新たな労使関係制度の考え方について」（以下「考え方」）の説明を受けました。

しかし、考え方の内容については、民間との均衡や公平性・透明性を求める住民目線に合致せず、「公務員優遇」との批判を招く恐れがあるなど、多くの問題点があるとともに、ＷＴがこれまで重ねて提起してきた制度改革の理念や必要性については抽象的な説明に終始し、依然として地方行財政を預かる立場からの疑問や懸念を払拭するには至っていません。

このような状況においては、全国知事会として検討を進めることが困難であることから、より具体的に説明を求める事項について、以下のとおり改めて質問しますので、文書により回答いただくよう求めます。

なお、全国知事会としての意見は、この回答を踏まえて検討の上、改めて提出する予定であることを申し添えます。

また、このような状況の中で、この考え方を基本とした法案が国会に提出されるようなこととなれば、全国知事会としては重大な問題と言わざるを得ないことを付言しておきます。

１　理念・目的

(1) 現行制度を見直す理由について

現行制度を見直す理由について、納得できる説明を行い、関係者との十分な議論の上で制度の検討を行うべき。

①　各都道府県では、現行の地方公務員労使関係制度のもと、労使が勤務条件と真摯に向き合い、当事者意識を持ち労使関係を構築するとともに、当局の主体的判断により勤務条件の決定を行い、議会をはじめ住民の理解を得る努力を行ってきた。また、現行の人事委員会の勧告等に基づく勤務条件の決定システムは、客観性・合理性を担保する上で有効に機能しており、住民目線

にも合致しているものと考えている。このような現行制度のどこに問題点があり、それが協約締結権付与を中心とする制度変更によって、どのように改善されるのか、具体的に説明されたい。

② 考え方では、「職員の側においても、勤務条件の決定プロセスに参画することにより、意識改革や士気の向上につながり・・・」とあるが、意識改革や士気の向上につながるとは具体的にどのようなことか、説明されたい。

③ ＩＬＯ勧告に対する従前の政府見解（公務員の労働基本権制約には適切な代償措置として人事院勧告制度等が講じられているとの見解）や諸外国の地方公務員制度に照らし、協約締結権の付与と人事委員会勧告の廃止を柱とする新たな制度が、制約と代償の均衡の観点から適切なものと言えるのか、具体的にその論拠を明らかにされたい。

(2) 国家公務員に係る制度改革と整合性を図る必要性について

協約締結権の付与など、国家公務員の労使関係制度に係る措置を先行し、その運用状況や効果を十分に検証した上で、地方自治制度の特性にも配慮しつつ、地方公務員の新たな労使関係制度を検討すべき。

考え方においては、「地方公務員制度としての特性を配慮した上で、新たな労使関係制度の検討を進めることが必要である」とされている。全国知事会が指摘している懸念について、昨年１２月の主な論点では「十分に考慮し、交渉コストの抑制や円滑かつ効率的な労使関係制度が図られるよう、具体的な制度設計を進めるものとする」とあるが、現在、どのような内容を検討されているのか、説明されたい。

2 便益・費用

現在の人事委員会の勧告等に基づく勤務条件の決定システムは、コストの低い優れた仕組みであり、それと比較して費用対効果の高いシステムでなければ導入するメリットがない。目に見える効果を示すべき。

① 現在、都道府県では、相当な時間を職員団体との交渉に費やしている状況であるが、法的に新たに協約締結権が付与されるとともに、当該地方公共団体の職員以外の専門性のある構成員が加わり、さらに交渉に要する時間、事務量が発生すると見込まれる。「団体交渉をより円滑化する仕組み等・・・検討を進めていきたい」とあるが、具体的な検討内容を示されたい。

② また、既に協約締結権が付与されている技能労務職員については、民間よりも給与水準が大幅に高いとの調査結果も出ている。協約締結権を付与することによって人件費を抑制できるとは考えにくいが、「人件費が一概に増加するとは言えない」と考える根拠は何か、具体的に説明されたい。

③ 以上のように交渉に係るコスト及び交渉不調の場合のコストが確実に増大する制度と考えられるが、さらにこれまで築いてきた労使関係が崩れ新たな対立が生じる可能性もある。

これらのコストを上回る便益とは何か、具体的かつ詳細に説明されたい。

３　協議の進め方

４月 11 日、大島総務副大臣は今国会への法案提出を考えている旨言明されたが、今後どのような進め方、スケジュールを考えているのか具体的に示すべき。

①　これまで３回（H23.6.2、H23.12.26、H24.3.21）にわたり、総務省から考え方が示されたが、全国知事会の意見を反映されたものとなっていない。

今後、協議を進めるに当たっては、全国知事会等の意見が反映されることを前提と考えているが、それでよいか。

②　本件は、地方行政運営に大きな影響を与える抜本的な制度改正である。

「国と地方の協議の場に関する法律」に基づき国と地方の協議の場で議論することは当然であり、同法に基づく協議の場の実施について確約されたい。

③　大島総務副大臣は、全国知事会等各団体と協議が必要であり、しっかり議論していきたい旨発言されたが、全国知事会等との意見交換、国と地方の協議の場をどのように行うのか。

４　その他

国家公務員制度改革基本法第１２条では、「協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに国民に開かれた自律的労使関係制度を措置する」とあり、国家公務員制度改革推進本部決定（平成 23 年 4 月 5 日）では、「地方公務員の労働基本権の在り方については、地方公務員制度としての特性等を踏まえた上で、関係者の意見も聴取しつつ・・・検討を進める」とある。

「国民の理解」には、全国知事会等地方六団体も含まれると解するが、どうか。